

携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案の概要

1 平成22年2月3日に電波監理審議会に諮問したもの

- (1) 無線設備規則及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案

情報通信審議会から一部答申を受けた放送方式のうち 207.5-222MHz に適用されることが適当とされた ISDB-Tmm 及び MediaFLO について技術基準を整備するほか、所要の規定の整備を行う。

- (2) 放送局の開設の根本的基準の一部改正関係

携帯端末向けマルチメディア放送に係る「放送区域」を新たに定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 平成22年4月14日に電波監理審議会に諮問したもの

- (1) 放送普及基本計画の一部を変更する告示案

携帯端末向けマルチメディア放送について、放送対象地域を全国とすること等とする。

- (2) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

携帯端末向けマルチメディア放送を行う特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」として、次の事項を定める。

ア 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

1(1)で定める技術基準に係る無線設備を使用して受託国内放送を行う放送局のうち、イに規定する周波数を使用するものを対象とすることを定める。

イ 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

使用させることとする周波数は、207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数とすること等を定める。

ウ 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

申請者が満たすべき世帯カバー率、駅カバー率及び道路施設カバー率に係る要件等について定める。

エ 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項 SFN(※)を導入しなければならないこと等を定める。

※SFN: Single Frequency Network: 単一周波数によるネットワーク

オ 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

申請することができる周波数の帯域幅、開設計画の記載事項、開設計画の認定の要件、比較審査基準等について定める。

3 その他(電波監理審議会への諮問が不要なもの)

- (1) 放送法施行規則の一部を改正する省令案

放送の区分としてマルチメディア放送を新たに定めるほか、所要の規定の整備を行う。

- (2) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

マルチメディア放送の定義を新たに定めるほか、所要の規定の整備を行う。

(3) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案

移動受信用地上放送をする特定基地局の開設計画の認定の手続を整備するほか、所要の規定の整備を行う。

(4) 技術基準に関する告示の一部を改正等する告示案

無線設備規則及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部改正に関連し、次のアからウまでの告示について規定の整備を行うほか、エの告示を新たに定める。

ア スクランブルの方式を定める件

イ 関連情報の構成及び送出手順、PESパケット等の送出手順並びに伝送制御信号及び識別子の構成等を定める件

ウ 映像信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件

エ 極微小電力でマルチメディア放送を行う放送局の設備の条件等を定める件

以上